

## 昭和区マスコット等使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、別表に定める昭和区マスコット「ショウちゃん」及び昭和区広報キャラクター（以下「マスコット等」という。）が次の各号のいずれかに沿って適正に使用されるよう、使用にあたっての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 昭和区のPRにつながること
- (2) 名古屋市昭和区役所の事業又は区役所の認めた関連事業を推進すること
- (3) その他昭和区政の発展に資すると認められること

### (用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品…販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品…商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告…商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

### (景品・広告宣伝など商品以外を目的とした使用の申込)

第3条 景品・広告宣伝など商品以外の用途でマスコット等を使用する場合は、昭和区マスコット等使用申込書（様式第1号）を名古屋市昭和区長（以下「昭和区長」という。）に提出し、その承認を受けること。また、承認を受けた内容について変更しようとする場合も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 昭和区内の町内会などの自治会及びこれに準ずるその他の地域団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、昭和区長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (5) 第4条にしたがい、昭和区長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (6) その他昭和区長が別に定めた場合

### (商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請および変更の申請)

第4条 商品の製造及び販売を目的としてマスコット等を使用しようとする者は、昭和区マスコット等使用承認申請書（様式第2号）、商品デザインシート（様式第3号）及び事業の概要がわかる書類等を昭和区長に提出し、その承認を受けること。

- 2 前項の承認を受けた者が承認を受けた使用の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ昭和区マスコット等使用内容変更申請書（様式第4号）を昭和区長に提出し、その承認を受けること。
- 3 第1項の規定により承認する使用期間は2年間を限度とする。使用期間以降も継続して使用を希望する場合は、改めて第1項に定める書類を昭和区長に提出し、その承

認を受けること。

(使用の承認)

第5条 昭和区長は、前2条の申込書又は申請書を受理したときは、その内容を審査する。その結果使用を承認する場合は、第3条の申込に対しては昭和区マスコット等使用承認書（様式第5-1号）を、第4条の申請に対しては承認番号を付した昭和区マスコット等使用承認書（様式第5-2号）を交付するものとする。この場合において、昭和区長は、必要があると認める場合にはマスコット等の利用方法その他について条件を付すことができる。

- 2 昭和区長は、前条第2項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用の内容変更について承認する場合は、マスコット等使用変更承認書（様式第6号）を交付するものとする
- 3 マスコット等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、昭和区長はこれを承認しないこととし、マスコット等使用不承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。
  - (1) 昭和区及び名古屋市のPRという趣旨に反する恐れがある場合
  - (2) 昭和区もしくは名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
  - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
  - (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
  - (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
  - (6) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
  - (7) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
  - (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
  - (9) その他、承認することが不適当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第6条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた商品等の完成品を公にする前に、当該物品を昭和区長に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、昭和区長の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) 第5条の使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) マスコット等を用いた商品等への使用及び当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合は、承認番号（「名古屋市昭和区【別表に規定する略称】#●●●」又は「showa ward nagoya city 【別表に規定するアルファベット表記】#●●●」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

- (4) マスコット等のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (5) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (6) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

- 第8条 昭和区長はマスコット等の使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。
- 2 昭和区長は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
  - 3 昭和区長は、承認を得ずにマスコット等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
  - 4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第9条 使用承認を受けた者に対するマスコット等の使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第10条 名古屋市は、マスコット等の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、昭和区役所区政部企画経理課が行う。

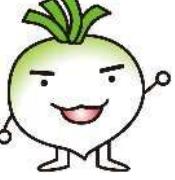
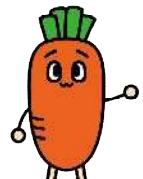
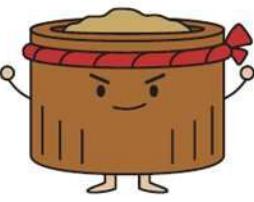
(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、マスコット等の取扱いについて必要な事項は、昭和区長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。  
この規程は、平成25年9月26日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、令和元年5月1日から施行する。  
この規程は、令和2年12月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年8月23日から施行する。  
この規程は、令和7年11月1日から施行する。

別表

	名称	略称	アルファベット表記
	昭和区マスコット ショウちゃん	ショウちゃん	shochan
	昭和区広報キャラクター ワーくん	ワーくん	wakun
	昭和区広報キャラクター づけえもんさん	づけえもんさん	zukeemonsan